

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 8 月 4 日

東京地方裁判所立川支部民事第 4 部

裁判所書記官 小 林 裕 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 8 月 1 9 日 午前 9 時 0 0 分から 令和 8 年 8 月 2 6 日 午後 5 時 0 0 分まで	
開札期日	日 時 場 所	令和 8 年 9 月 1 日 午前 1 0 時 0 0 分 東京地方裁判所立川支部売却場
売却決定 期日	日 時 場 所	令和 8 年 9 月 1 6 日 午前 1 1 時 0 0 分 東京地方裁判所立川支部民事第 4 部
特別売却 実施期間	令和 8 年 9 月 2 日 午前 1 0 時 0 0 分から 令和 8 年 9 月 4 日 午後 5 時 0 0 分まで	
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行または損害保険会社の支払保証委託契約締結証明書	
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 3 3 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。	
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 8 月 4 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 7 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	17, 160, 000 13, 728, 000	一括	3, 432, 000	79, 252	22, 082
1	4, 000, 000				
2	13, 160, 000				



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 東村山市廻田町一丁目 |
| | 地 番 | 2 1 番 3 6 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 1 5 . 0 0 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 東村山市廻田町一丁目 2 1 番地 3 6 |
| | 家屋 番号 | 2 1 番 3 6 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造ルーフィングぶき 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 4 1 . 8 1 平方メートル
2 階 4 0 . 9 9 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 8年 6月12日

東京地方裁判所立川支部民事第4部

裁判所書記官 板 垣 正 之

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります。）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意



味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。
このほか、B I Tシステムの「お知らせ」メニュー内の各裁判所にある「競売ファイル・競売手続説明書」にも登載されています。



11

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--------------------------------------|
| 1 | 所 在 | 東村山市廻田町一丁目 |
| | 地 番 | 21 番 36 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 115.00 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 東村山市廻田町一丁目 21 番地 36 |
| | 家屋 番号 | 21 番 36 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造ルーフィングぶき 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 41.81 平方メートル
2 階 40.99 平方メートル |



令和 8 年 (ケ) 第 46 号
令和 8 年 4 月 10 日受理
令和 8 年 5 月 20 日提出
(評価人 大和田公一)

現 況 調 査 報 告 書

東京地方裁判所立川支部
執行官 平 良 栄 一 郎

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 東村山市廻田町一丁目 |
| | 地 番 | 21番36 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 115.00平方メートル |
| 2 | 所 在 | 東村山市廻田町一丁目21番地36 |
| | 家屋 番号 | 21番36 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造ルーフィングぶき2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 41.81平方メートル
2階 40.99平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり			
住居表示	東京都東村山市廻田町一丁目21番地36（住居表示未実施）			
土地	物件1			
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）			
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐			
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり			
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）			
その他の事項				
建物	物件2			
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：			
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ある { 種類： 構造： 床面積：			
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を居宅として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり			
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）			
その他の事項				
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ある { 地方裁判所 支部 平成 年（ ）第 号 保管開始日 平成 年 月 日			
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり			

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(2 枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
建物所有者・債務者	本件建物は、私が住居として使用しています。 本件建物に不具合等はありません。 (令和8年5月15日面接聴取)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(3 枚目)

執 行 官 の 意 見

- 1 本対象物件の状況は、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付写真のとおりである。
- 2 本件建物の占有状況については、関係人の陳述、次に掲げた理由及び現場の状況から、本件建物は、建物所有者が住居として使用し占有しているものと認定した。
 - (1) 表札の表示が建物所有者の姓であること
 - (2) ライフライン調査の結果
 - (3) 室内に建物所有者以外の者の占有の徴表となるものが見受けられないこと
- 3 本件建物1階北西側にはトイレが存在するものの、同トイレのドアの前は荷物で覆われており、ドアを開けることが不可能なため、トイレ内の状況については確認することができなかった。
- 4 以上の調査結果から、2枚目記載のとおり報告する。

以 上

調査の経過

調 査 の 経 過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
8 年 4 月 21 日 : - :	当庁（郵便）	■ ライフライン調査
8 年 5 月 8 日 14 : 30 - 14 : 40	物件所在地	■ 物件確認 ■ 物件調査 ■ 占有調査 ■ 写真撮影 ■ 建物使用者に対し通知書差置
8 年 5 月 15 日 10 : 40 - 11 : 30	物件所在地	■ 物件確認 ■ 物件調査 ■ 占有調査 ■ 写真撮影 ■ 図面作成 ■ 評価人同行 ■ 建物所有者から面接聴取
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		

(特記事項)

令和 8年 5月15日

目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行させて臨場した。

□ 令和 年 月 日

目的物件は不在で施錠されていたので、立会人
建物内に立ち入った。

□ 令和 年 月 日

休日・夜間執行許可の提示をした。

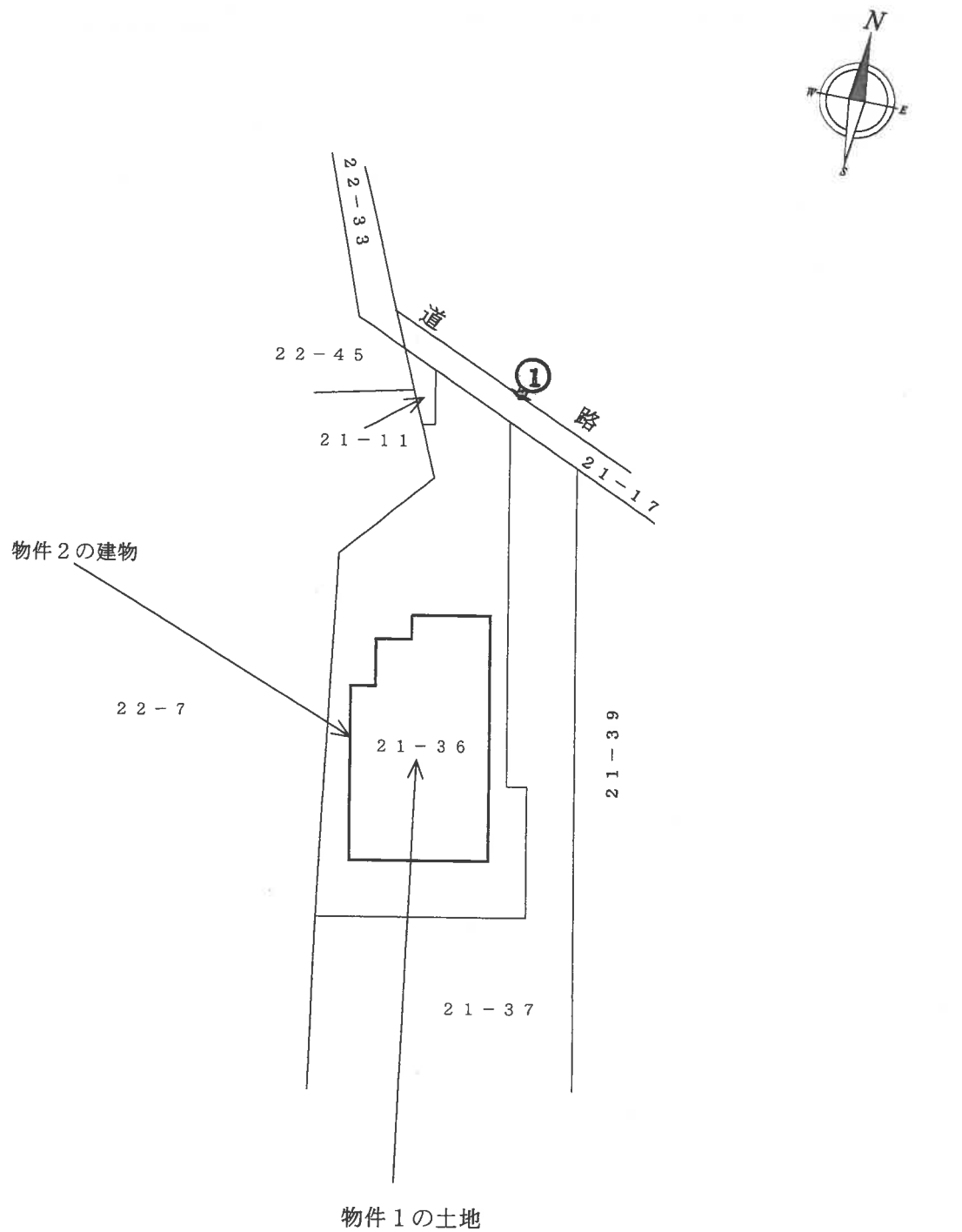
(写真4葉添付)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

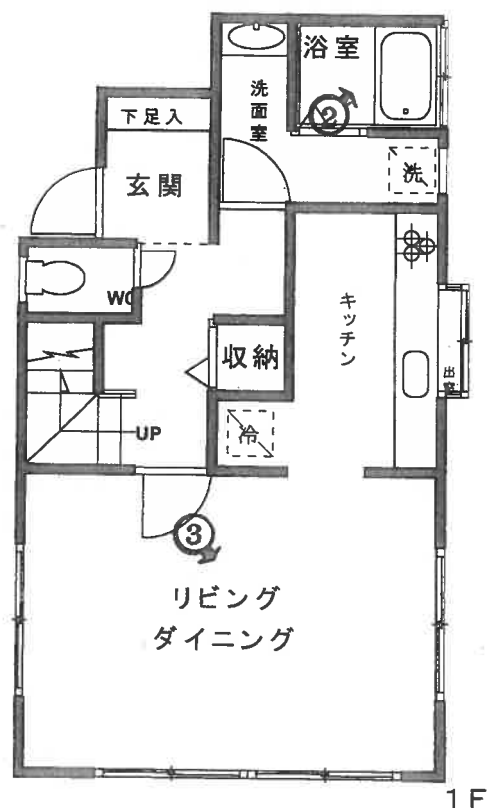
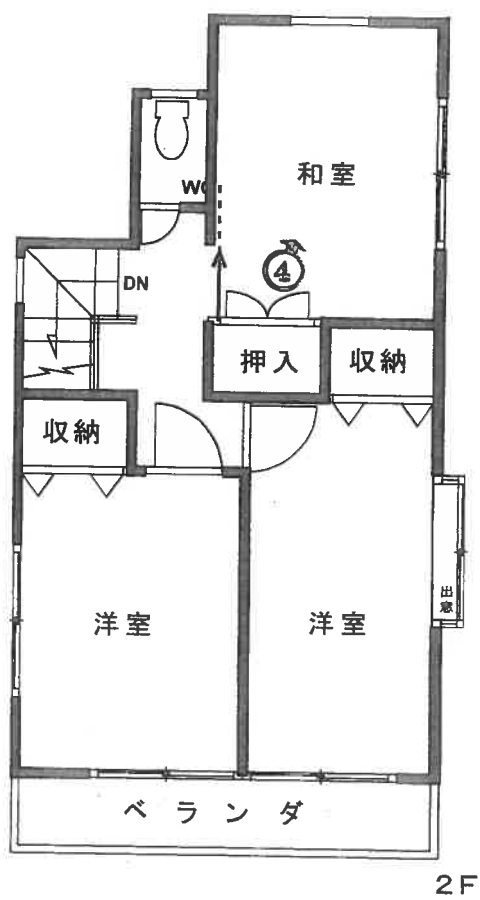
(5 枚目)

(土地建物位置関係図)

令和8年(ケ)第46号



写真撮影位置と方向



←○写真撮影位置と方向



1



2



3



4

令和8年（ケ）第46号
令和8年5月15日現地調査
令和8年6月2日評価

東京地方裁判所立川支部
民事第4部不動産執行係 御中

評 価 書

評価人 大和田 公一

第1 評価額

一 括 価 格	
金 17,160,000円	
内 訳 価 格	
物件1（土地）	金 4,000,000円
物件2（建物）	金 13,160,000円

- 1 一括価格は、物件1及び物件2の各不動産について、一括売却（民事執行法第61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために、一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は、物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は、当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法第58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	次頁物件目録記載のとおり		同 左
2	次頁物件目録記載のとおり		同 左
番号	特 記 事 項		
	特になし		

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 東村山市廻田町一丁目 |
| | 地 番 | 2 1 番 3 6 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 1 5 . 0 0 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 東村山市廻田町一丁目 2 1 番地 3 6 |
| | 家屋 番号 | 2 1 番 3 6 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造ルーフィングぶき 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 4 1 . 8 1 平方メートル
2 階 4 0 . 9 9 平方メートル |



22

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等 (物件1)

位 置 ・ 交 通	西武多摩湖線「武蔵大和」駅の東方約850m（道路距離、以下同じ）、徒歩約11分、西武新宿線・西武国分寺線・西武西武園線「東村山」駅の略西方約1.5km、徒歩約19分、最寄りバス停まで徒歩約4分に位置する（附属資料「位置図」参照）。	
付 近 の 状 況	近隣は、中小規模の戸建住宅のほかにアパート、農地等も見られる住宅地域である。 小・中学校、診療所、郵便局、図書館、コンビニエンスストア、スーパーストア等の便益施設は概ね徒歩圏内に存する。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の 個別的な規制を考 慮しない一般的な 規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化区域 第1種低層住居専用地域 50% 100% 準防火地域 第1種高度地区、建築物の高さの限度10m 日影規制(二)、敷地面積の最低限度110㎡ 宅地造成等工事規制区域、航空法 東京都建築安全条例、東京都景観条例（一般地域） 周知の埋蔵文化財包蔵地（No73遺跡） ※ 東村山市ふるさと歴史館で確認したところ、遺跡については試掘調査済みであり、建替えや土木工事等を行う場合において、文化財保護法に基づく届出は不要とのこと。
画 地 の 状 況	地 積 状 間 口 ・ 奥 行 地 勢 そ の 他	115.00㎡（登記地積）・・・地積測量図が存する。 不整形（旗竿地） ※ 公図の形状・間口は、地積測量図（現況）と異なるため留意を要する。 間口約3.4m・奥行約18.5m 路地状部分の幅約2.8m、長さ約3.1m ※ 路地状部分を含む土地であるため、再建築の際には、東京都建築安全条例のうち、主に第3条、第3条の2の制限がかかる。 敷地北側の駐車スペースは接面道路と等高。宅盤面は擁壁により道路から約3.6m高く、玄関までは階段が設置されている。南側隣接地からは約0.6m低く位置する。 宅盤面はほぼ平坦。 路地状部分を駐車スペースとして利用しており、カーポートが設置されている。

接面道路の状況等	北東側で幅員約6mの舗装市道（建築基準法第42条1項1号）とほぼ等高に接面する中間画地である。	
土地の利用状況等	・ 物件1土地は、物件2建物の敷地として利用されている。 ・ 建物の配置は、附属資料「建物図面・各階平面図写」のとおり。	
供給処理施設 (基本的には敷地内への引き込みの有無を基準としている)	上水道 都市ガス 下水道	あり あり あり
土地の履歴等	過去の住宅地図（平成15年版、平成6年版、昭和51年版）、及び昭和49年の航空写真によると、いずれの年代も物件1土地には建物が存しておらず、宅地造成前は山林等であったものと推察される。 また、閉鎖登記簿等による地歴調査でも、過去の所有者において、土壌汚染の端緒はみられない。	
特記事項	① 物件1土地は、開発許可を受けて宅地造成された開発区域内にあり、検査済証の発行記録がある。 敷地内の擁壁については、外観上は目立った損傷等は見られなかったが、経年による劣化の程度や現状の強度・安全性については、専門家による調査を要する。 ② 物件1土地に存する樹木の枝が隣接地に大きく越境していた。なお、路地状部分から玄関付近までは立ち入りできたが、樹木や雑草が生い茂っていたため、建物の周囲は立ち入りが困難で、敷地の状態や境界等について、詳細な確認ができなかった。 ③ 駐車スペースの背後付近に、物置（動産）が存した。 ④ 物件1土地は、東村山市洪水ハザードマップにおける「浸水予想区域」には指定されていない。また、廻田町一丁目21街区については、過去の浸水実績※もない。 ※東村山市に記録が残る平成12年4月以降の報告分	

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物	
建 築 時 期 及 び 経 済 的 残 存 耐 用 年 数	建築年月日(登記記載) 経 過 年 数 経済的残存耐用年数	平成20年4月23日新築 約18年 約12年
仕 様	構 造 屋 根 外 壁 内 壁 天 井 床 設 備 そ の 他	木造2階建 ルーフィングぶき サイディング等 クロス貼り等 クロス貼り等 フローリング、畳等 台所、洗面台、浴室、トイレ等 ※設備の動作確認は行っていない。 2階の南側にベランダがある。
床面積（現況）	1階 2階 延べ	41.81 m ² 40.99 m ² 82.80 m ²
現 況 用 途 等	現 況 用 途 間 取 り	居宅 3LDK 〔1階〕LDK、洗面室、浴室、トイレ(注)等 〔2階〕和室(1)、洋室(2)、トイレ等 (注) 1階トイレのドアの前には大量の荷物等があり、ドアを開ける事が不可能であったため、内部の状態については不明である。
品 等	中位	
保守管理の状況	劣る	
建物の利用状況	・建物所有者が、本建物を居宅として使用している。 ・占有減価等の要因はない。	

特 記 事 項	① 物件2建物は、検査済証の発行記録がある。但し、カーポートについては、建築確認申請の記録は見当たらなかった。 ② 室内には、私物や袋詰めされた食品類の空き箱等が大量にあり、特にリビングダイニングは、腰の高さ位までそれらで埋め尽くされていた。その為、リビングダイニングや台所へは立ち入ることができず、床面や内装について状態を詳しく確認することができなかった。 台所については、リビングダイニングのドア付近から観察できた範囲内では、流し台周りの汚れが目立つ状態であったが、奥側の状態については確認ができなかった。 洗面室、浴室、2階トイレについては、水垢や汚れの付着が認められた。 建物所有者の陳述では、建物や設備の不具合は特にないとのことであるが、目視で確認することができなかった箇所が多く存するほか、設備の経年劣化等により、買受け後に不測の費用負担が生じる可能性もあるため留意を要する。 ③ 建物所有者によると、小型犬を1匹飼育しているとのことであり、リビングにはペットケージが存した。ケージ周辺には、大量の糞が放置された状態であった。
---------	---

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	更地価格		地 積 ウ	建付 減価 エ	建付地価格 オ
	標準画地価格 ア	個別格差 イ			
1	198,000円/㎡	× 0.77	× 115.00㎡	× 0.95	= 16,660,000円

※総額(円)については、1万円未満四捨五入とした。(以下同じ)

ア 標準画地価格：下記の規準価格を中心に、その他の価格資料等を斟酌して地域の標準画地の価格を求めた。なお、標準画地は、近隣において、土地の概況（間口、奥行、規模等）及び利用状況等が標準的な中間画地を想定した。

【 基準地 （ 東村山－9 ） 】

$$\begin{array}{ccccccc}
 \text{基準地価格} & & \text{(時点修正)} & \text{(標準化補正)} & \text{(地域格差)} & & \text{(規準価格)} \\
 194,000\text{円}/\text{m}^2 & \times & \frac{102}{100} & \times \frac{100}{100} & \times \frac{100}{100} & = & 198,000\text{円}/\text{m}^2 \\
 & & & & & & \text{(上三桁未満四捨五入)}
 \end{array}$$

時 点 修 正：令和7年7月1日から評価日までの推定変動率である。

標準化補正：方位(北) ±0% 基準地の標準化補正を考慮（北方位を標準）。

地 域 格 差：基準地の所在地域と対象不動産の所在地域を比較して、交通接近条件・街路条件・環境条件・行政的条件等を総合的に考量して判定した。

イ 個 別 格 差：下記の個別的要因を考慮して個別格差率を査定した。

- ・路地状部分を含む不整形地 －15%
- ・擁壁を含み、敷地内に高低差がある －10%

※ 旗竿地のため、物件1土地の道路方位による補正は要しない。

$$\text{相乗積} (0.85 \times 0.90 \div 0.77)$$

$$\underline{\underline{\text{個別格差} : 0.77}}$$

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建 付 減 価：敷地と建物の適応状態を考慮した結果、－5%と判定した。

② 物件 2 （建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 ア	現況延床面積 イ	現価率 ウ	建物価格 エ
2	170,000円/㎡	× 82.80㎡	× 0.34	= 4,790,000円

ア 再 調 達 原 価 ： 対象建物の現状の使用資材、施工の程度等を観察し、その仕様の標準的な原価を採用した。

イ 現況延床面積 ： 登記数量による。

ウ 現 価 率 ： 建物の現況を考慮のうえ、残価率、経済的残存耐用年数を下記のとおり判定し、耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用して、現価率を求めた。

- ・ 経済的残存耐用年数は、物理的・機能的・経済的観点から建物の現況及び地域的特性の推移・動向等を考慮して査定したもので、税務上の耐用年数とは一致するものではない。
- ・ 観察減価については、建物の経過年数、建物の状態（内部の汚れが顕著である）、保守管理の状態等の物理的要因による減価、設備の旧式化等の機能的要因による減価、中古建物の市場性等の経済的要因による減価、観察不能部分の不測の減価等を総合的に勘案して判定した。

残価率	3%
経過年数	約18年
経済的残存耐用年数	約12年
観察減価率	20%

$$\begin{array}{ccccccc}
 \text{残価率} & & \text{耐用年数に基づく方法} & & \text{観察減価} & & \text{現価率} \\
 0.03 & + & (1 - 0.03) & \times & \frac{12\text{年}}{18\text{年} + 12\text{年}} & \times & (1 - 0.20) \rightleftharpoons 0.34 \\
 & & & & & & \text{(小数第3位を四捨五入)}
 \end{array}$$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を決定した。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 ウ
1	16,660,000円	× 0.7	法定地上権	= 11,660,000円

ア 建 付 地 価 格 : 前記 1. ①. オ

イ 土地利用権等割合 : 売却により法定地上権が成立するものと解される。法定地上権割合は、近隣における借地権の取引慣行、課税上の割合等を参考に、建物の性質等、地上権としての特性等を勘案して判定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	評 価 額
1	16,660,000円	－ 11,660,000円		×1.0	×0.8	= 4,000,000円
2	4,790,000円	＋ 11,660,000円	×1.0	×1.0	×0.8	= 13,160,000円
一括価格（合計）						17,160,000円

ア 基礎となる価格 : 前記 1

イ 土地利用権等価格 : 上記 2. ①. ウ

ウ 占有減価修正 : 必要なし

エ 市場性修正 : 必要なし

オ 競売市場修正 : 「第2 評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮して修正を行った。

第6 参考価格資料

[指標とした公示価格等]

【 基準地 (東村山-9) 】

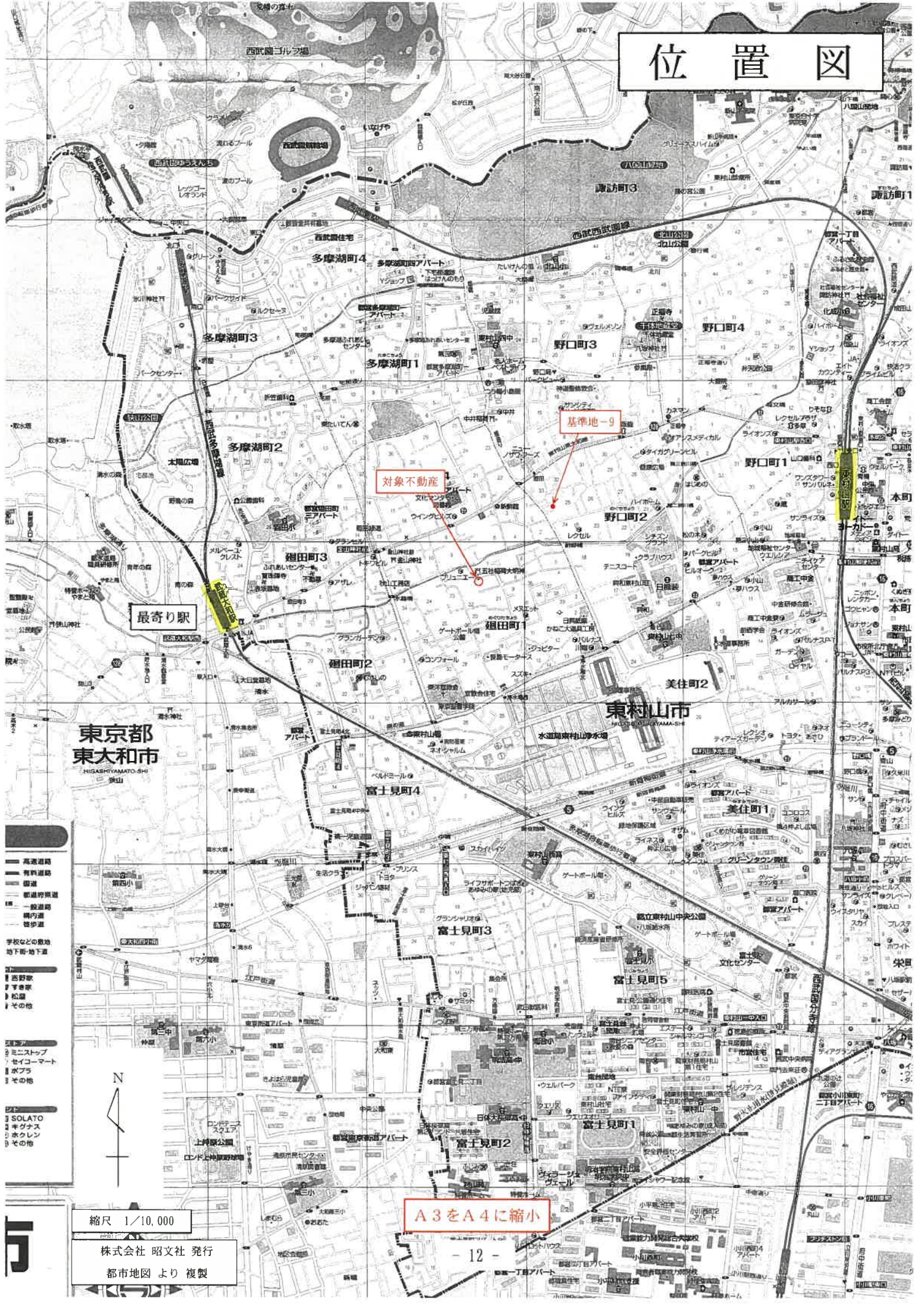
価 格 時 点	令和7年7月1日
所 在 ・ 地 番	東村山市野口町二丁目25番47
1 m ² 当たりの 価 格	194,000円/m ²
地 積	119m ²
供 給 処 理 施 設	水道、ガス、下水
前 面 道 路 の 状 況	北4.5m私道
交通施設との接近状況	「東村山」駅 1,200m
法 令 上 の 制 限	第1種低層住居専用地域(50,100)、高度地区、準防火地域
周辺土地の利用の現況	一般住宅のほかアパート等も見られる住宅地域

第7 附属資料

- 1 位置図
- 2 公図写
- 3 地積測量図
- 4 建物図面・各階平面図写

以 上

位置図



対象不動産

基準地-9

最寄り駅

東京都
東大和市
HIGASHIYAMATO-SHI
東山

東村山市
HIGASHI-MURAYAMA-SHI

富士見町4

美住町2

富士見町3

富士見町5

富士見町2

富士見町1

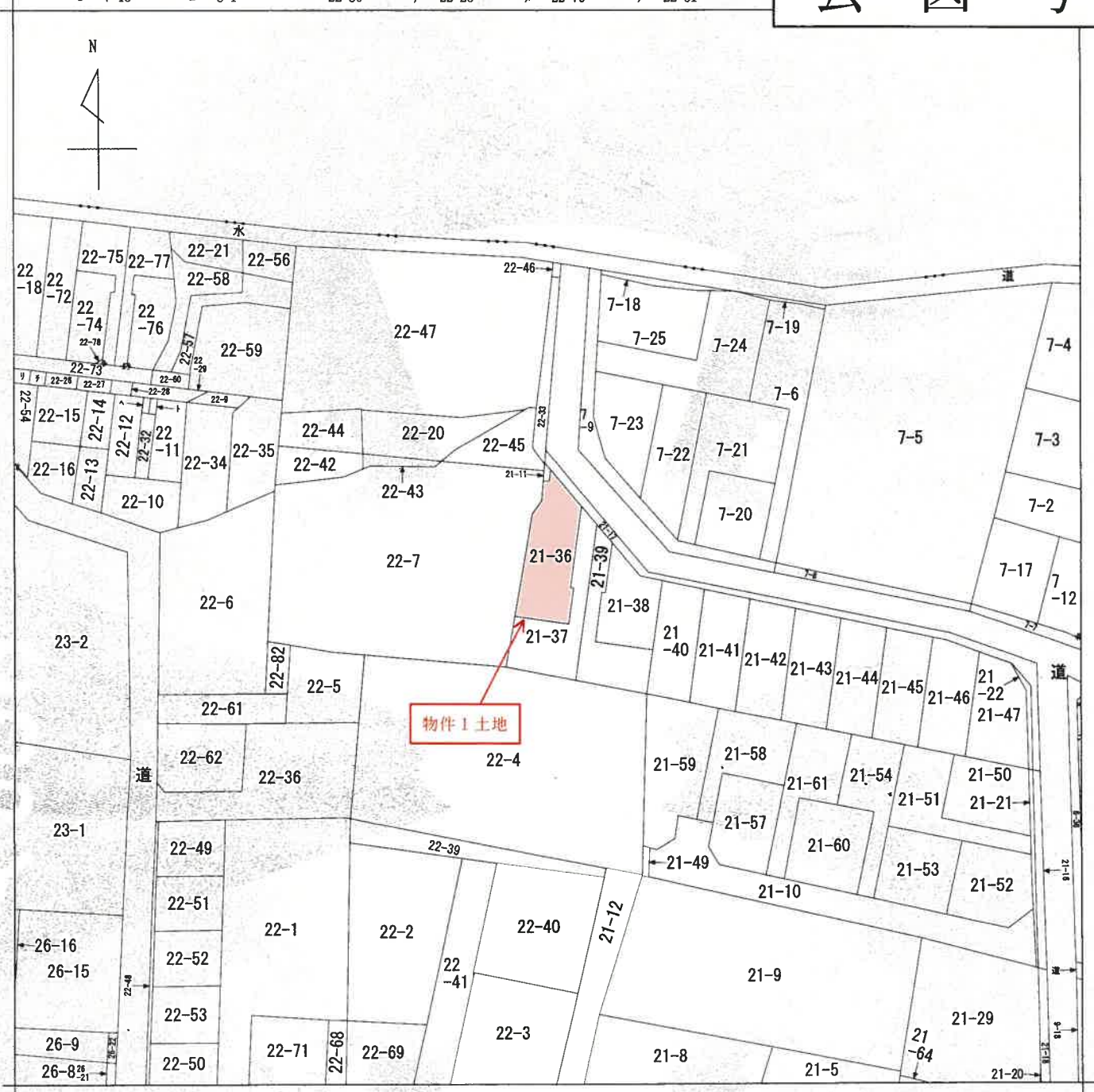
A3をA4に縮小

縮尺 1/10,000

株式会社 昭文社 発行
都市地図 より 複製

公 図 写

イ 7-11 ハ 8-37 ホ 22-17 ト 22-31 リ 22-24 ル 22-80
 ム 7-15 ニ 8-1 ヘ 22-30 チ 22-25 ス 22-79 ヲ 22-81



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出
 廻田町1丁目

請求部	所在	東村山市廻田町一丁目			地番	21番36		
出力縮尺	1/600	精度区分	座標系又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)			補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年4月17日
 東京法務局田無出張所
 登記官

A3をA4に縮小

請求番号：2-1
 (1/1)

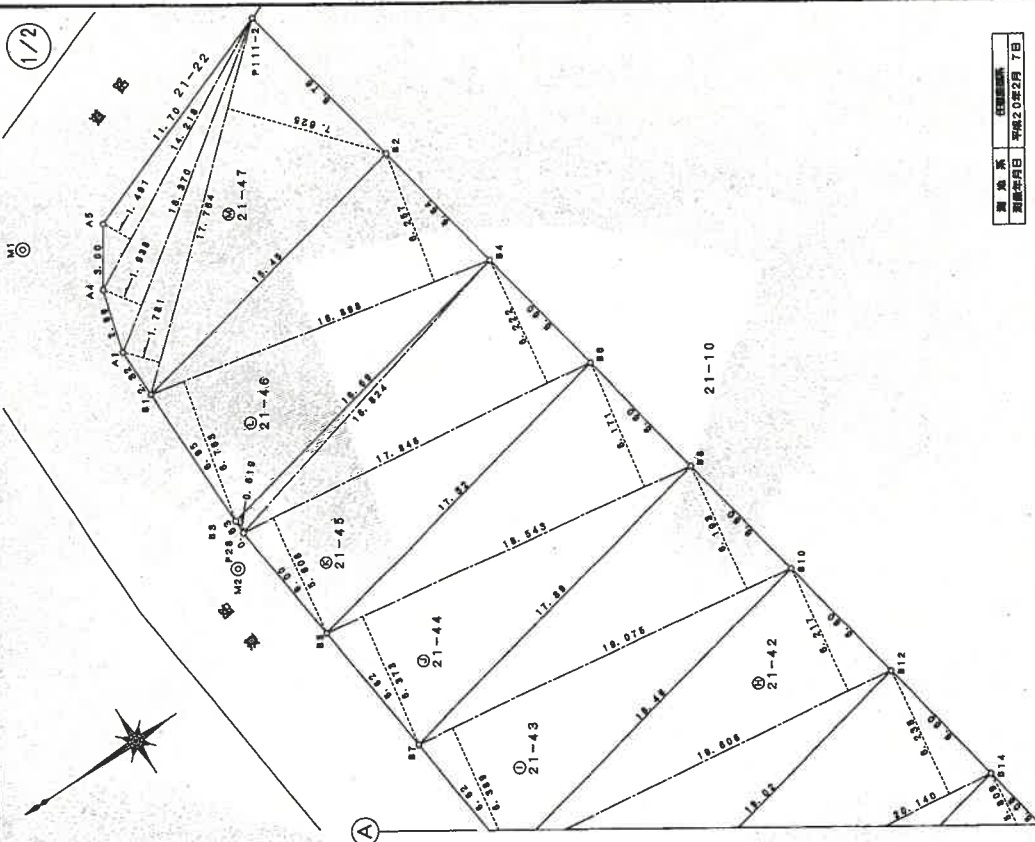
平成 〇 年 〇 月 〇 日 登記

區量測積地

地 21-11
21-36~-47

土地の所在
東村山市廻田町一丁目

1/2



系	任理重部系
周	夏陽20年2月7日

$$\frac{1}{250}$$

縮尺

申請人

(東京土地家屋調査士会用紙)

1430150

平成20年 2月 14 日作成)

作者

作者

$$\frac{(1/2)}{}$$

登記年月日：平成20年2月22日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年4月17日

東京法務局田無出張所

A 3をA 4に縮小

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和8年4月17日 東京法務局田無出張所

A3をA4に縮小

地積測量図

地番 21-11
21-36~-47

土地の所在 東村山市廻田町一丁目

地積測量図

点名	X座標	Y座標	備考
A1	201.391	227.633	コンクリート杭
A4	200.647	230.635	コンクリート杭
A5	199.016	233.084	コンクリート杭
B1	201.324	226.311	コンクリート杭
B2	186.211	228.521	鉄釘
B3	201.124	218.357	コンクリート杭
B4	184.799	221.827	鉄釘
B5	200.385	211.765	コンクリート杭
B6	183.419	216.366	鉄釘
B7	190.547	206.187	コンクリート杭
B8	182.043	208.905	鉄釘
B9	196.728	198.608	コンクリート杭
B10	180.870	202.444	鉄釘
B11	197.910	192.030	コンクリート杭
B12	179.298	195.983	鉄釘
B13	197.092	185.451	コンクリート杭
B14	177.926	189.522	鉄釘
B16	176.682	183.571	コンクリート杭
B17	201.022	187.931	コンクリート杭
B18	176.644	173.322	鉄釘
B21	184.808	181.840	コンクリート杭
B22	183.096	173.786	コンクリート杭
B24	190.874	170.736	コンクリート杭
B25	189.982	172.323	コンクリート杭
B26	190.087	172.614	コンクリート杭
B29	184.206	168.454	鉄釘
B30	182.650	162.131	コンクリート杭
B32	202.168	165.124	コンクリート杭
B33	189.037	167.912	コンクリート杭
B34	189.143	166.405	コンクリート杭
B36	203.469	161.942	コンクリート杭
B38	201.388	161.900	コンクリート杭
B39	201.486	162.362	コンクリート杭
P21-A2	196.339	179.391	コンクリート杭
P28	201.108	217.724	コンクリート杭
P42	176.195	163.347	コンクリート杭
P47	176.956	180.245	コンクリート杭
P82	203.987	160.877	コンクリート杭
P84	199.524	162.780	コンクリート杭
P87	196.101	159.939	コンクリート杭
P111-2	188.033	237.037	鉄釘
T1	200.000	200.000	鉄釘
T2	203.938	163.893	鉄釘
M1	202.799	234.056	マンホール中心
M2	202.216	216.470	マンホール中心
M3	198.746	179.054	マンホール中心

文書

① 21-11	② 21-36 (物件1土地)	③ 21-37	④ 21-38	⑤ 21-39	⑥ 21-40
面積 20.140 129.7080 129.83920 255.01260 127.503400 127.50 1/2 面積	面積 15.618 2.443 15.618 0.370 13.630 0.418 12.160 0.459 11.675 4.050 15.232 1.814 15.232 6.690 5.071 0.501 127.50 127.50 1/2 面積	面積 27.762 2.343 27.762 0.712 13.381 0.703 10.885 6.006 10.885 5.190 245.309942 122.854710 122.85 1/2 面積	面積 18.715 4.570 18.715 4.570 10.458 5.543 7.058 0.501 9.356058 230.003626 116.0017630 116.00 1/2 面積	面積 10.018 0.503 10.018 0.503 21.971 2.062 14.372 0.981 9.627 5.433 8.994 3.148 245.318137 122.859085 122.85 1/2 面積	面積 20.516 5.803 20.516 5.803 21.971 2.062 14.372 0.981 9.627 5.433 8.994 3.148 245.318137 122.859085 122.85 1/2 面積

1430151

作成者 土地家屋調査士

平成20年2月14日作成

申請人

縮尺 1/

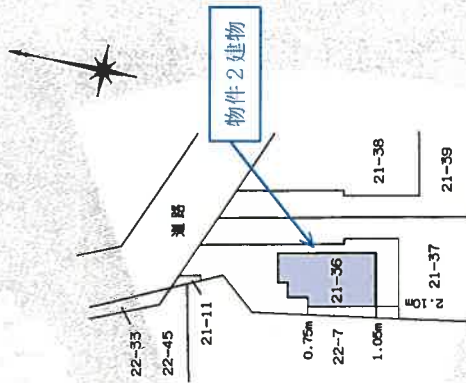
(東京土地家屋調査士会用紙)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
 令和8年4月17日 東京法務局田無出張所

A3をA4に縮小

建物平面図

家屋番号	21-36
建物の所在	東村山市畑田町一丁目21番地36



作成者	土地調査士	縮尺	1/250	申請人	縮尺	1/500
-----	-------	----	-------	-----	----	-------

(東京土地家屋調査士会用品紙)